

# 申立書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

所有者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

このたび私が建築（取得）しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家屋の表示

所在地 長久手市 \_\_\_\_\_

家屋番号 \_\_\_\_\_

2 入居予定年月日 年 月 日

3 現在の家屋の処分方法等（該当するものに○印をし、事由が判る書類を提出すること）

- (1) 現住家屋を売却する。（当該現住家屋の売買契約書等、売買を証する書類）
- (2) 現住家屋を賃貸する。（当該現住家屋の賃貸借契約書等、賃貸借を証する書類）
- (3) 現住家屋が借家・借間・社宅・寄宿舎・寮等で、契約を解除し明け渡す。（家主との賃貸借契約書や使用許可書等、自己の所有ではないことを証する書類）
- (4) 現住家屋に親族等が住む。（当該親族の申立書等、当該現住家屋が今後申請者が居住用として使用しないことを証する書類）
- (5) その他、未定等（疎明、弁明書類）

4 入居が登記の後になる理由（該当するものに○印をし、事由が判る書類を提出すること）

- (1) 資金を借りるため、抵当権設定登記を急ぐ。（金銭消費貸借契約書、代金の支払期日の記載のある売買契約書など、資金借り入れを証する書類）
- (2) ( )により登記までに入居できない。  
(宅建業者との引渡し期日の記載のある売買契約書、療養期間が記載された医師の診断書等、登記までに入居できないやむを得ない事情を明らかにする書類)

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明事項を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

## 【注意事項】

◎租税特別措置法による登録免許税の軽減措置は「当該個人の居住の用に供した場合」に適用されるものであり、本体住宅用家屋を取得し、当該家屋に入居した後に住宅用家屋の証明の申請を行うものです。

- ・ただし、病気療養、転勤、子どもの学校の関係で転居できない等、やむを得ない事情が申請者からの疎明書類により明らかで、当該事情が終了して直ちに入居することが要請され居住の用に供した場合と同一視できる場合については、「申立書」による申請により特例の適用が認められています。
- ・申立書による運用の趣旨から、申立日から入居予定年月日までの期間は、通常、居住の移転に用する**1～2週間程度**の期間しか認められないものです。  
よって、住宅政策上、取得後**1年以上も入居しない**不要不急の住宅需要に対しては、援助を行う必要ないと解釈されています。
- ・なお、証明書交付後、虚偽の申立書により証明を受けたことが判明した場合には、当該証明書は登録免許税の軽減に該当しない物件について発行したものである旨を、名古屋法務局名東出張所に通知します。